

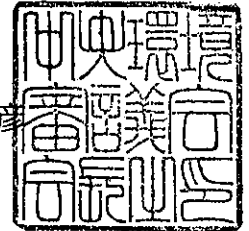
中環審第 1092 号
令和元年 10 月 18 日

環境大臣

小泉進次郎 殿

中央環境審議会

会長 武内和彦



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置につ
いて（第二次答申）

令和元年 7 月 4 日付け諮問第 512 号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有
機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の
規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」については、別添のとおりとするこ
とが適当であるとの結論が得たので、答申する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第二次答申)

令和元年 10 月 18 日

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、今後、早急に調査を行い、その結果やパブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

| 第一種特定化学物質 | 製品 |
|-----------------------|--|
| ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩 | <ul style="list-style-type: none">・ フロアワックス・ 撥水撥油加工をした生地・ 撥水撥油加工をした衣服・ 撥水撥油加工をしたカーペット・ 接着剤及びシーリング用の充填料・ コーティング剤・ 塗料、ニス・ トナー |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄剤 ・ 業務用写真フィルム ・ 耐水・耐油処理をした加工紙 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |
| <p>炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基（アルキル基の炭素数が7のものに限る。）を含む化合物</p> <p>ただし、以下の化合物を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オクタデカフルオロアルカン（アルカンの炭素数が8のものに限る。）、クロロ（ヘプタデカフルオロ）アルカン（アルカンの炭素数が8のものに限る。）、ブromo（ヘプタデカフルオロ）アルカン（アルカンの炭素数が8のものに限る。） ・ ペルフルオロアルキル基（アルキル基は直鎖であり、炭素数が17を超えるものに限る。）を有する化合物 ・ ペルフルオロアルカンカルボン酸（アルカンカルボン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロアルキルホスホン酸（アルキルホスホン酸の炭素数が8以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロアルカンスルホン酸（アルカンスルホン酸の炭素数が9以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩、又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF） | <ul style="list-style-type: none"> ・ フロアワックス ・ 繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・ 撥水撥油剤 ・ 撥水撥油加工をした繊維製品 ・ 消泡剤 ・ コーティング剤 ・ 光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |

※ 製品についての表現の仕方は今後変更がありうる。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

他の物による代替が困難であり、かつ、第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないため、以下の用途について、第一種特定化学物質の使用を認めることが適当である。

| 第一種特定化学物質 | 法第 25 条に規定する 政令で定めるべき用途 |
|---|---|
| <p>炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基（アルキル基の炭素数が 7 のものに限る。）を含む化合物</p> <p>ただし、以下の化合物を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オクタデカフルオロアルカン（アルカンの炭素数が 8 のものに限る。）、クロロ（ヘプタデカフルオロ）アルカン（アルカンの炭素数が 8 のものに限る。）、プロモ（ヘプタデカフルオロ）アルカン（アルカンの炭素数が 8 のものに限る。） ・ ペルフルオロアルキル基（アルキル基は直鎖であり、炭素数が 17 を超えるものに限る。）を有する化合物 ・ ペルフルオロアルカンカルボン酸（アルカンカルボン酸の炭素数が 9 以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロアルキルホスホン酸（アルキルホスホン酸の炭素数が 8 以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロアルカンスルホン酸（アルカンスルホン酸の炭素数が 9 以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩、又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF） | <p>医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンプロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド（PFOI）の使用</p> |

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならない製品について（法第 28 条第 2 項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の指針への適合義務や表示義務を課すことが適当である。

| 第一種特定化学物質 | 製品 |
|---|---------------------|
| ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩 | 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |
| <p>炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基（アルキル基の炭素数が 7 のものに限る。）を含む化合物</p> <p>ただし、以下の化合物を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オクタデカフルオロアルカン（アルカンの炭素数が 8 のものに限る。）、クロロ（ヘプタデカフルオロ）アルカン（アルカンの炭素数が 8 のものに限る。）、プロモ（ヘプタデカフルオロ）アルカン（アルカンの炭素数が 8 のものに限る。） ・ ペルフルオロアルキル基（アルキル基は直鎖であり、炭素数が 17 を超えるものに限る。）を有する化合物 ・ ペルフルオロアルカンカルボン酸（アルカンカルボン酸の炭素数が 9 以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロアルキルホスホン酸（アルキルホスホン酸の炭素数が 8 以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロアルカンスルホン酸（アルカンスルホン酸の炭素数が 9 以上のものに限る。これらの塩、エステル、酸ハロゲン化物、無水物を含む。） ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩、又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF） | 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |

※ 製品についての表現の仕方は今後変更がありうる。